

和歌山海区漁業調整委員会の委員の任命に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、和歌山海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の委員（以下「委員」という。）の任命に関し、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）及び漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(委員の任命)

第2条 知事は、次に掲げる委員の区分に応じて、委員を任命する。

- (1) 漁業者・漁業従事者委員（法第138条第5項に規定する漁業者又は漁業従事者をいう。）
- (2) 学識経験委員（法第138条第7項に規定する資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有する者をいう。）
- (3) 中立委員（法第138条第7項に規定する委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者をいう。）

(推薦の求め及び募集の期間)

第3条 法第139条第1項の規定による候補者の推薦の求め及び同項の規定による委員になろうとする者の募集（以下これらを総称して「推薦の求め及び募集」という。）の期間は、おおむね1か月とする。

2 知事は、法第139条第1項の規定による推薦を受けた者及び同項の規定による募集に応募した者（以下これらを総称して「推薦を受けた者及び応募した者」という。）の数が定数に満たなかった場合は、前項の期間を必要に応じて延長することができる。

(欠格事由)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、法第139条第1項の規定による推薦を受けること及び同項の規定による募集に応募することができない。

- (1) 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等又は同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(推薦手続)

第5条 法第139条第1項の規定による推薦の求めに応じて、推薦をしようとする者は、和歌山海区漁業調整委員会委員推薦書（別記第1号様式）に必要事項を記載し、知事に提出しなければならない。

(応募手続)

第6条 法第139条第1項の規定による募集に応募しようとする者は、和歌山海区漁業調整委員会委員応募書（別記第2号様式）に必要事項を記載し、知事に提出しなければならない。

(推薦及び募集等の公表)

第7条 知事は、推薦の求め及び募集を実施する際は、その旨及びその方法その他必要な事項を県ホームページに掲載するものとする。

2 知事は、推薦を受けた者及び応募した者に関する情報の公表については、県ホームページに掲載することにより行うものとする。

(候補者の選定)

第8条 知事は、第5条及び第6条の規定により推薦を受けた者及び応募した者のうちから候補者を選定するに当たり、当該選定過程の公正性及び透明性を確保するため必要があると認めるときは、外部有識者の意見を聴くものとする。

2 前項に定めるもののほか、候補者の選定に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年8月15日から施行する。
- 2 和歌山海区漁業調整委員会委員候補者選定委員会要綱（令和2年10月1日制定）は、廃止する。

別記第1号様式（第5条関係）

和歌山海区漁業調整委員会委員推薦書

年 月 日

和歌山県知事 様

和歌山海区漁業調整委員会の委員に次の者を推薦します。

1 推薦を受ける者

(ふりがな) 氏 名		性 別
	Ⓜ	
住 所	〒	職 業
生年月日	年 月 日生 (歳)	
連 絡 先	電話番号 ()	
経 歴	職歴・役歴・公職歴・資格等	
推薦する委員の 区 分	漁業者・漁業従事者委員 ・ 学識経験委員 ・ 中立委員	
漁業経営の状況 (漁業者・漁業従事者 委員の場合)	漁業種類	
	経営規模等	
	従事者数	
	その他	
私は、法第138条第5項の漁業者又は漁業従事者に該当します。	はい ・ いいえ	

* 漁業者・漁業従事者委員の場合は、和歌山海区に沿う市町村（海に沿わない市町村であって、当該海区において漁業を営み、又はこれに従事する者が相当数その区域内に住所又は事業場を有していることその他の特別の事由によって農林水産大臣が指定したものを含む。）の区域内に住所又は事業場を有する漁業者又は漁業従事者（1年に90日以上、漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者に限る。）であることを証する書類を添付すること。

2 推薦の理由

--

3 推薦をする法人若しくは団体又は個人

(1) 法人又は団体

(ふりがな) 法人又は団体の 名称		構成員数	人
	⑩	うち漁業者等	人
所在地	〒		
連絡先	電話番号 ()		
代表者又は管理人 の氏名		代表者又は管理人 の役職	
目的			
構成員資格			
法人又は団体の性格を 明らかにする事項	全部事項証明書又は規約等を添付すること。		

* 漁業者等の人数については、和歌山海区に沿う市町村（海に沿わない市町村であって、当該海区において漁業を営み、又はこれに従事する者が相当数その区域内に住所又は事業場を有していることその他の特別の事由によって農林水産大臣が指定したものを含む。）の区域内に住所又は事業場を有する漁業者又は漁業従事者（1年に90日以上、漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者に限る。）の人数を記載すること。

(2) 個人

(ふりがな) 氏名		職業	
	⑩	所属する漁協 及び組合員資格	
住所	〒		
連絡先	電話番号 ()		
年齢		性別	

* 1か月以内に取得した住民票を添付すること。

別記第2号様式（第6条関係）

和歌山海区漁業調整委員会委員応募書

年 月 日

和歌山県知事 様

和歌山海区漁業調整委員会の委員に次のとおり応募します。

(ふりがな) 氏 名		性 別
	㊟	
住 所	〒	職 業
生年月日	年 月 日生 (歳)	
連 絡 先	電話番号 ()	
経 歴	職歴・役歴・公職歴・資格等	
応募する委員の 区 分	漁業者・漁業従事者委員 ・ 学識経験委員 ・ 中立委員	
応募の理由		

漁業経営の状況 (漁業者・漁業従事者 委員の場合)	漁業種類	
	経営規模等	
	従事者数	
	その他	
私は、法第 138 条第 5 項の漁業者又は漁業従事者に該当します。		はい ・ いいえ

- * 漁業者・漁業従事者委員の場合は、和歌山海区に沿う市町村（海に沿わない市町村であって、当該海区において漁業を営み、又はこれに従事する者が相当数その区域内に住所又は事業場を有していることその他の特別の事由によって農林水産大臣が指定したものを含む。）の区域内に住所又は事業場を有する漁業者又は漁業従事者（1年に90日以上、漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者に限る。）であることを証する書類を添付すること。